

神崎市社会福祉協議会会長の報酬に関する規程

平成18年3月20日

規程第18号

(趣旨)

第1条 この規程は、神崎市社会福祉協議会会長の報酬について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 会長に支給する報酬の額は、次のとおりとする。

会長	月額	85,000円
----	----	---------

(支給方法)

第3条 会長が年又は月の途中でその職に就き又はその職を離れたときの報酬はその年分については月割計算とし、月の中途である場合は、その月分については日割り計算とする。

2 前1項に定めるもののほか、会長の受ける報酬の支給方法については、神崎市社会福祉協議会職員の例による。

附 則

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。